

## 受注者に行っていただく手続（電子契約用）

契約検査課又は水道部総務企画課（以下「市担当課」という。）が発注する**物品の購入及び製造請負**に係る契約について、受注者に行っていただく電子契約手続の流れは、次のとおりです。

